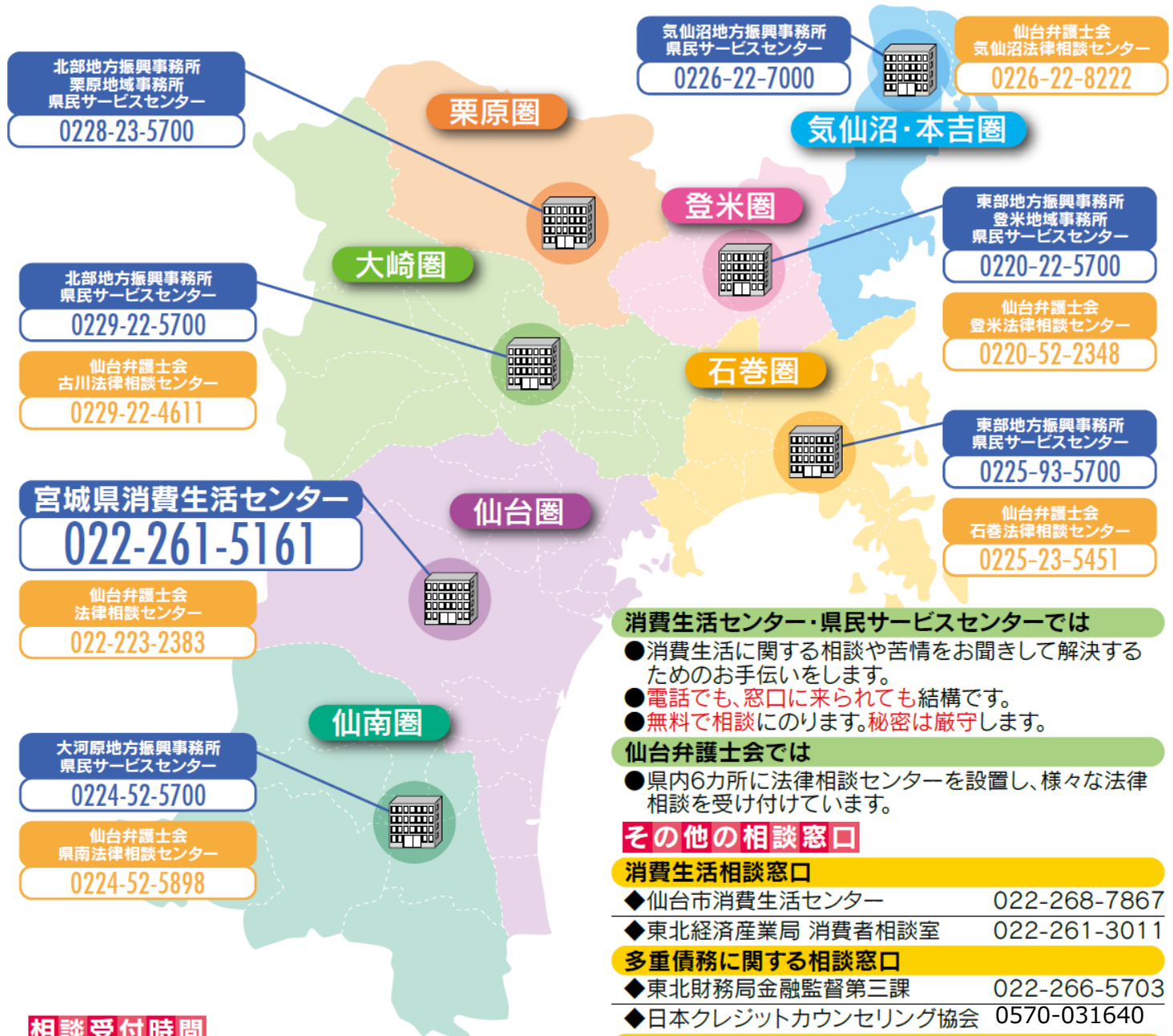


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

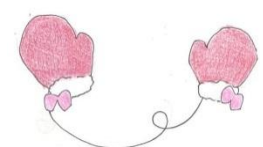
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00～17:00
土・日 9:00～16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月～金曜日 9:00～16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。





みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆訪問販売による布団の打ち直しトラブルにご用心！
- ◆消費生活展を開催します
- ◆発表！2014年「消費者問題に関する6大項目」
- ◆年末年始の消費生活センター相談受付体制について



訪問販売による布団の打ち直しトラブルにご用心！

年末年始は帰省して御家族と一緒に過ごす方も多いのではないのでしょうか？

しかし、「実家に帰ったら、高齢の両親が高額な健康食品の電話勧誘を断り切れずに契約していた」とか「使っていない商品がたくさん届いていた」など、高齢者世帯での消費者被害に、帰省した家族が気付くという事例は少なくありません。

最近、宮城県消費生活センターには訪問販売による「ふとんの打ち直し」に関する契約の相談が寄せられています。帰省の際は注意深く見守ってあげてください。

認知症ぎみの母が訪問販売に来た業者を家に上げ、言われるがままに布団を見せると、「この布団はとても良い布団だから打ち直しをした方がいい」と勧められ、その気になり15万円の打ち直しを契約したようだ。

必要ないのでクーリング・オフしたいが、可能か？



アドバイス

- ・業者を無闇に家に上げてはいけません。また、**必要のない契約はキッパリと断りましょう。**
- ・一人暮らしや判断力が不十分な高齢者などを狙った訪問販売のトラブルが後を絶ちません。
- ・**被害を未然に防いだり、拡大させないためには、家族や周りの方の協力が不可欠**です。日頃から、たとえば見慣れない商品が大量にないか、不審な契約書類等がないかなど、家の中や生活状況の変化に注意しましょう。
- ・認知症などの症状が見られる場合は、成年後見制度の利用も考えてみてください。
- ・訪問販売であれば、**契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ**することができます。心配な時は、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう。



消費生活展を開催します

私たち消費者を巡る環境は日々変化し、それに伴い、新たな手口や問題が生まれ、消費者トラブルは後を絶ちません。

そこで、若者から高齢者まで多くの消費者が安心・安全に暮らせるよう、「消費生活展」を開催することになりました！暮らしに役立つ講座やパネル展示、クイズラリーなど楽しみながら消費生活について学べる内容となっておりますので、ぜひ、足を運んでみてください。

●開催日時●

平成27年1月27日（火）～30日（金）

午前10時～午後6時（最終日は午後4時まで）

予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分

●会場●

東北電力グリーンプラザ アクアホール

仙台市青葉区一番町3-7-1 電力ビル1階 電話022-225-2969

●内容●

☆問題商法や金融関係などのパネルや事故製品の実物の展示

☆クイズラリー（景品もあるよ♪）

☆悪質商法や特殊詐欺、ネットトラブル、製品事故などのDVD上映

☆消費生活相談員による出張消費生活相談コーナー（当日随時受付）

☆くらしと金融のコーナー

金融広報アドバイザーが暮らしやお金に関する疑問にお応えします。（個別相談は不可）

☆暮らしに役立つ講座（予約制：電話又はFAXでお申し込みください 定員：各30人）



	日時	タイトル	講師
1月 28日 (水)	11:00 ～12:30	消費者トラブルに遭わないために ～高齢者は狙われています～	宮城県消費生活センター 仙台中央警察署
	14:00 ～15:30	相続税入門 ～正しく知って準備をスタート	日本FP協会宮城支部
1月 29日 (木)	11:00 ～12:30	身近な製品事故にご用心	独立行政法人 製品評価技術基盤機構東北支所
	14:30 ～16:00	親子でワークショップ 「ものを大事にしよう！」	ハート&アート空間“BEI” 代表 関口 怜子
1月 30日 (金)	11:00 ～12:30	インターネットの安心安全な使い方 ～子どもをネット社会の被害者にも 加害者にもしないために～	e-ネットキャラバン

※詳細については宮城県消費生活センターホームページ、もしくは下記までお問い合わせください。

※講座の申し込みは下記までご連絡ください。定員に達し次第

受付を終了させていただきますので、ご了承ください。

入場無料

※全てのコーナーが
無料です

●お問い合わせ・講座の申し込み●

宮城県環境生活部消費生活・文化課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

TEL 022-211-2524 FAX 022-211-2959



発表！2014年「消費者問題に関する6大項目」

毎年国民生活センターでは、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。その中でも特に気になる6項目を紹介します。

◆高齢者の消費者被害が依然として多い！◆

契約当事者が65歳以上の相談は、全相談の3割近くを占め、依然多い状況にあります。

また、認知症等の被害者も目立っています。



◆食の安全と信頼が脅かされる事件が相次ぐ◆

食品の安全性に関する相談が、ここ5年で最も多くなりました。

また、昨年末に発生した冷凍食品の一部に農薬が混入された事件や、チキンナゲットを製造する中国工場での不衛生な実態の発覚など、食品の安全や衛生に関する問題が相次いで明るみに出ました。

◆事業者からの個人情報

大量流出事件発生！◆

現在、経済産業省や消費者庁などで再発防止への取組みが行われています。

◆インターネット関連のトラブル

引き続き増加！◆

特にインターネット通販に関する相談は全国で2割以上増加しています。

また、遠隔操作によるプロバイダ変更勧誘トラブルが急増しました。



◆公的機関や有名企業などをかたる

詐欺的勧誘が急増！◆

本誌でも架空請求や買え買え詐欺の注意喚起などで何度か取り上げましたが、依然多い状況です。

公的機関の職員、複数の業者や弁護士などを名乗る多数の役回りが登場して、最終的にはお金をだまし取る「劇場型勧誘」も多くみられます。



◆繰り返される子どもの事故

事故防止へのさまざまな取り組み◆

乳幼児のボタン電池や洗剤の誤飲事故や、浴槽における首掛け式浮輪での溺水事故など、子どもの事故が繰り返しておきています。



年末年始の消費生活センター相談受付体制について

年末年始の宮城県消費生活センターの相談受付日は、下記のとおりです。

12月						
日	月	火	水	木	金	土
			24	25	26	27
28	29	30	31			
1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

✿ 相談受付時間 ✿

- ・しるしのない日
午前9時～午後5時
- ・〇で囲われた日
午前9時～午後4時
- ・×の日はお休みです

